

議案第 5 7 号

大口町下水道条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、下水道法施行令の一部改正により公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例（平成５年大口町条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第１０号中「法第６条第４号」を「法第６条第５号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１３条第１項第１０号の改正規定中「法第６条第４号」を「法第６条第５号」に改める部分の規定は公布の日から施行する。

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新	旧
第 1 3 条 略 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、県条例により当該公共下水道（当該公共下水道が<u>法第 6 条第 5 号</u>に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値 2 略	第 1 3 条 略 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、県条例により当該公共下水道（当該公共下水道が<u>法第 6 条第 4 号</u>に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値 2 略